

## 週休2日確保工事試行要領

### (目的)

第1条 この要領は、愛媛県土木部が発注する工事において、建設現場における週休2日  
を確保することにより、建設業の就労環境の改善を図り、中長期的な担い手の確保を目的としたものである。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 週休2日確保工事

本要領に基づき、週休2日の確保に取り組む工事をいう。

(2) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(3) 対象期間

工事着手日（工事看板設置や起工測量等の現場作業開始日）から工事完了日（後片付けや工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日）までの期間をいう。

なお、年末年始（12月29日～1月3日）6日間、夏季休暇（土日除く）3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼働期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など対象として取り扱うことが適当でない期間は含まない。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業（内業）を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(5) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

### (対象工事)

第3条 週休2日確保工事は、土木部が発注する全ての工事を対象とする。ただし、週休2日に取り組むことが適切でないと認められる工事は除く。

2 発注者は、前項により週休2日確保工事の対象とした工事は、設計図書に特記仕様書（別紙1）を添付し、対象工事であることを明示するものとする。

### (現場閉所日の確保)

第4条 週休2日確保工事の受注者（以下「受注者」という。）は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。

3 現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行わないこととする。ただし、以下に該当する場合は、現場閉所日における作業として扱わないこととする。

(1) 異常気象時等の緊急時の対応であるもの。

(2) 現場見学会等、現場を公開するもの。

(3) 発注者の指示によるもの。

4 発注者は、特別な理由がある場合を除き、土曜日及び日曜日の作業を指示しないものとする。

### (実施方法)

第5条 受注者は、週休2日確保工事を実施しようとする場合は、工事着手日までに工事打合せ簿により発注者と協議しなければならない。

2 発注者及び受注者は、第1項の協議において、第3条第1項のただし書き各号に該当しないことを、相互に確認するものとする。

- 3 工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、週休2日を反映したものとする。
- 4 受注者は、工事途中で週休2日確保工事の実施を取りやめる場合は、工事打合簿に理由を記載し通知するものとする。
- 5 受注者は、週休2日確保工事を実施する場合、工事看板等で週休2日確保工事である旨を周知するものとする。
- 6 受注者は、第4条第2項により、現場閉所日の振り替えする場合は、工事打合簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。
- 7 発注者は、工事変更請負契約にあたっては、あらかじめ現場閉所率を確認するものとする。なお、受注者は、工事日報やKY活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

### (費用の計上)

第6条 週休2日確保工事に取り組んだ工事については、変更請負契約において、以下のとおり、現場閉所の状況に応じた補正係数をそれぞれの経費に乗じることとする。

#### 【港湾工事（港湾に関わる海岸を含む）及び営繕工事以外】

(1) 4週8休以上（現場閉所率 28.5%以上）

労務費	1.05
機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.05

(2) 4週7休以上 4週8休未満（現場閉所率 25.0%以上、28.5%未満）

労務費	1.03
機械経費（賃料）	1.03
共通仮設費率	1.03
現場管理費率	1.04

(3) 4週6休以上 4週7休未満（現場閉所率 21.4%以上、25.0%未満）

労務費	1.01
機械経費（賃料）	1.01
共通仮設費率	1.01
現場管理費率	1.02

(4) 4週6休未満（現場閉所率 21.4%未満）

労務費	1.00（補正しない）
機械経費（賃料）	1.00（補正しない）
共通仮設費率	1.00（補正しない）
現場管理費率	1.00（補正しない）

(5) 労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

#### 【港湾工事（港湾に関わる海岸を含む）】

(1) 4週8休以上（現場閉所率 28.5%以上）

##### ○直接工事費の補正

- ・港湾請負工事積算基準により積算した工種

労務費	1.05
-----	------

##### ※港湾5職種を除く

（港湾5職種とは、高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員とし、港湾5職種の労務単価を準用する船団長、潜水世話役も補正の対象外とする。）

- ・土木工事標準積算基準により積算した工種

労務費	1.05
機械経費（賃料）	1.04

##### ○間接工事費の補正

- ・港湾請負工事積算基準の間接工事費率を適用している工事

共通仮設費率	1.00（補正しない）
現場管理費率	1.00（補正しない）

- ・土木工事標準積算基準の間接工事費率を適用している工事
  - 共通仮設費率 1.04
  - 現場管理費率 1.05
- (2) 4週8休未満（現場閉所率 28.5%未満）  
補正しない
- (3) 市場単価等の補正については、別紙2のとおりとする。

#### 【営繕工事】

- (1) 4週8休以上（現場閉所率 28.5%以上）  
労務費 1.05
- (2) 4週7休以上 4週8休未満（現場閉所率 25.0%以上、28.5%未満）  
労務費 1.03
- (3) 4週6休以上 4週7休未満（現場閉所率 21.4%以上、25.0%未満）  
労務費 1.01
- (4) 4週6休未満（現場閉所率 21.4%未満）  
労務費 1.00（補正しない）
- (5) 市場単価等の補正については、別紙3のとおりとする。

#### （工事成績評定）

第7条 4週8休以上を達成した工事に限り、工事成績評定において考慮するものとする。

#### （留意事項）

- 第8条 週休2日確保工事の実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。
- (1) 工事を一時中止した場合は、週休2日相当が確保できる工期を延期する。
  - (2) 施工箇所点在における対象工事の場合、工事全体として判断する。
  - (3) 現場閉所率は少数第1位までとし、少数第2位を四捨五入とする。

#### （アンケート調査等）

第9条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

#### （入札公告）

第10条 週休2日確保工事の試行にあたっては、入札公告において対象工事である旨を明示するものとする。

#### （その他）

第11条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、平成30年7月12日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(別紙 1)

## 週休 2 日確保工事の試行に関する特記仕様書

### (対象)

第 1 条 本工事は、週休 2 日確保工事試行要領（以下、「要領」という。）に基づく週休 2 日確保工事の試行対象工事である。

### (実施協議)

第 2 条 受注者は、週休 2 日確保工事を実施しようとする場合は、工事着手日までに、工事打合せ簿により発注者と協議しなければならない。

2 協議の結果、週休 2 日確保工事を実施することとなった場合は、以下の各条により取り組むものとする。

### (現場閉所日の確保)

第 3 条 受注者は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。

3 受注者は、現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行ってはならない。ただし、以下のものは除く。

(1) 異常気象時等の緊急時の対応であるもの。

(2) 現場見学会等、現場を公開するもの。

(3) 発注者の指示によるもの。

### (実施方法)

第 4 条 工事請負契約書第 3 条に基づき受注者が提出する工程表は、週休 2 日を反映したものにしなければならない。

2 受注者は、工事途中で週休 2 日確保工事の実施を取りやめる場合は、工事打合簿に理由を記載し通知しなければならない。

3 受注者は、週休 2 日確保工事を実施する場合、工事看板等で週休 2 日確保工事である旨を周知しなければならない。

4 受注者は、第 3 条第 2 項により、現場閉所日の振り替えする場合は、工事打合簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。

5 受注者は、工事日報や K Y 活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

### (費用の計上)

第 5 条 週休 2 日確保工事に取り組んだ工事については、要領第 6 条に基づき設計変更を行い、週休 2 日確保工事に係る費用を計上するものとする。

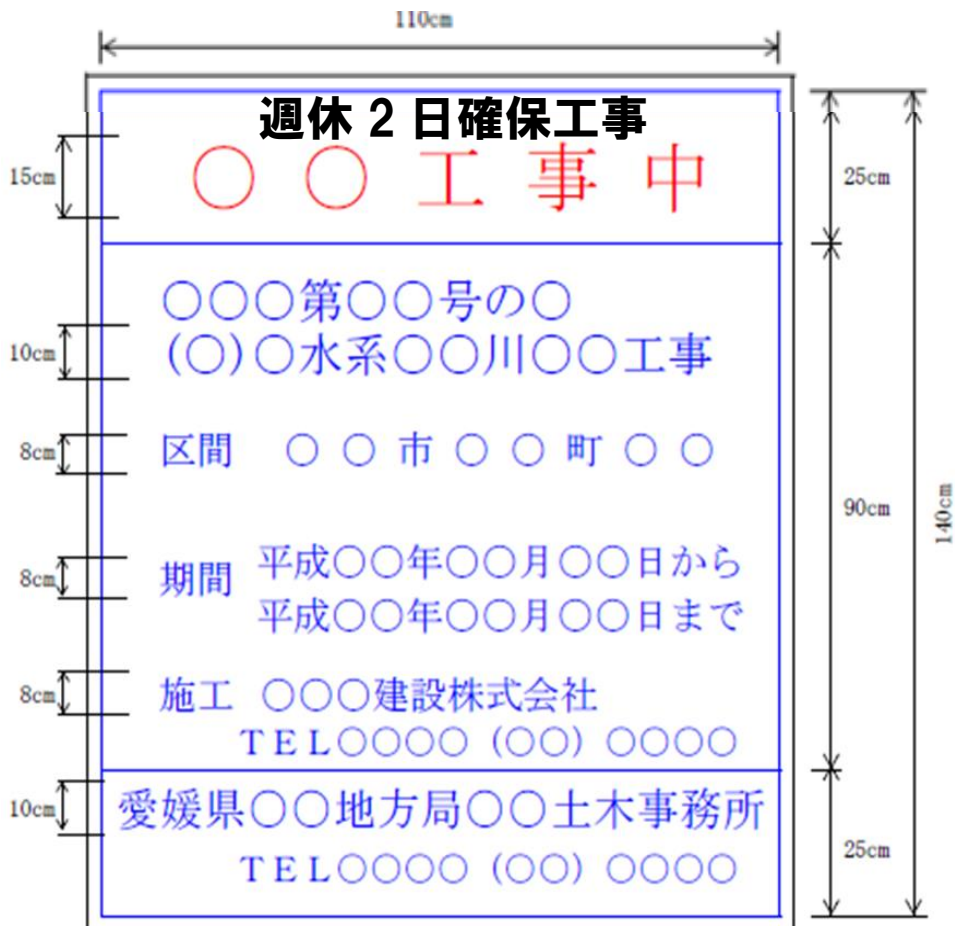
### (アンケート調査等)

第 6 条 発注者が週休 2 日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後であっても同様とする。

### (その他)

第 7 条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

(参考 工事看板の例)



(別紙2)

港湾工事（港湾に関わる海岸を含む）における市場単価の補正

市場単価は、港湾請負工事積算基準第4章市場単価に記載のあるもののうち、港湾工事市場単価を対象とし、以下の補正係数を乗じて算出する。

《算出方法》

$$\text{労務費補正後市場単価} = \text{標準市場単価(施工規模等補正後)} \times \text{補正係数}$$

なお、港湾5職種が含まれる工種の補正は行わない。（電気防食取付、汚濁防止膜（枠）設置・撤去等）

工種	市場単価 補正係数	工種	市場単価 補正係数
底面工	1.04	係船柱・防舷材・車止撤去工	1.05
マット工(アスファルトマット設置)	1.01	電気防食工	補正しない
支保工	1.05	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
足場工	1.03	防砂目地板取付工(水中施工)	補正しない
鉄筋工	1.05	吸出し防止工	補正しない
吊鉄筋工(吊鉄筋・吊バー)	1.05	港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物塗装)	1.04
型枠工	1.04	ペトロラタム被覆工	補正しない
コンクリート打設(ポンプ打設)	1.04	現場鋼材溶接工	1.05
コンクリート打設(ポンプ打設以外)	1.05	現場鋼材切断工	1.05
止水板工	1.05	かき落とし工	補正しない
上蓋工	1.05	汚濁防止膜設置・撤去・移設	補正しない
伸縮目地工	1.03	汚濁防止枠設置・撤去	補正しない
係船柱取付工	1.05	灯浮標設置・撤去	補正しない
防舷材取付工	1.05	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
車止・縁金物取付工	1.05	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.05

(別紙3)

### 営繕工事における市場単価等の補正

市場単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章6の表A-1、表E-1及び表M-1に代えて、以下の表A-1②、表E-1②及び表M-1②の補正率及び以下の式により基準補正単価を算出する。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合においても以下の表の補正率及び以下の式により基準補正単価を算出する。

なお、以下の表の補正率には、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映するための補正も含まれている。

**【新営の市場単価等の場合】**

$$\text{基準単価} \times \text{新営補正率} = \text{新営の基準補正単価}$$

**【改修の市場単価等の場合】**

$$\text{基準単価} \times \text{改修補正率} = \text{改修の基準補正単価}$$

表A-1② 基準補正単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.03	1.03	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.12	1.02	1.11	1.01	1.10
防水工事		1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シーリング)		1.04	1.17	1.02	1.16	1.01	1.14
石工事		1.02	1.11	1.02	1.10	1.01	1.09
タイル工事		1.03	1.14	1.02	1.13	1.01	1.11
木工事		1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
屋根及びとい		1.02	1.11	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事		1.02	1.11	1.02	1.10	1.01	1.09
左官工事		1.04	1.18	1.03	1.17	1.01	1.15
建具(ガラス)		1.03	1.12	1.02	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)		1.04	1.19	1.03	1.17	1.01	1.16
塗装工事		1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
内外装工事		1.03	1.15	1.02	1.14	1.01	1.12
内外装工事(ビニル系材)		1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
ユニットその他		1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表E-1② 基準補正単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線 び及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置 ボックス用ボンディング	1.04	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.03	1.15	1.02	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケー ブルラック用(壁・床)	1.03	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金 属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.06	1.01	1.05
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
電動機その他 接続材工事	金属製可とう電線管	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、接 地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-1② 基準補正単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
	ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及 び低圧チャンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気 口、ダンパー等の取付 手間のみ	1.04	1.25	1.03	1.23	1.01	1.21
衛生器具	取付手間のみ	1.04	1.25	1.03	1.23	1.01	1.21